平成２２年（フ）第６８６号
東京都調布市国領町５丁目43番地34コーポラス大島101
債務者　鈴木　誠一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８１８号
東京都福生市大字福生2350番地１ラ・メール武蔵野302号室
債務者　下田　祐二
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５８号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3481番地の32ハイツラメール205
債務者　犬塚　　博
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
静岡県磐田市豊浜中野805番地１
債務者　松尾　正也
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目27番２号　パークサイドハウスＢ、前住所静岡県浜松市中区葵西３丁目９番５号
債務者　岩城　　大
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
静岡県磐田市向笠西366番地２、前住所静岡県磐田市海老塚738番地１　アフェクトⅢ201号
債務者　坂本　優樹
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
熊本県八代市千反町２丁目７号７番地
債務者　山形　知生
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１１０号
北海道白糠郡白糠町西庶路東２条北１丁目１番地１
債務者　井出　豊子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２４号
釧路市大町６丁目１番６号
債務者　徳田　　孝
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９８号
栃木県栃木市藤岡町藤岡1483　シティハイム藤101号、住民票上の住所栃木県栃木市藤岡町都賀1639番地５
債務者　吉野　美奈
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１０８号
栃木県小山市駅東通り２丁目20番２号ポレスターステーションシティ1002号
債務者　赤瀧　英子（旧姓赤間）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８７号
沖縄県うるま市字田場1008番地１　美姫センチュリーⅡ・Ｂ―３
債務者　迎里　　聡
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８８号
沖縄県うるま市字田場1008番地１　美姫センチュリーⅡ・Ｂ―３
債務者　迎里　律子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１００号
沖縄県沖縄市知花６丁目23番50号
債務者　幸地良太賀
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３７４号
静岡県藤枝市田沼２丁目21番22号松浦第一ビル102号、前住所静岡県藤枝市田沼１丁目16番26号
債務者　石間　和美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部